		八七・〇九		
自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱いの機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品		八七・一〇	八七一〇・〇〇	
戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		八七・一六		
トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品		八七一六・一〇	八七一六・一〇	
トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）		八七一六・二〇	八七一六・二〇	
農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）				
貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー		八七一六・三一	八七一六・三一	
タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー		八七一六・三九	八七一六・三九	
その他のもの		八七一六・四〇	八七一六・四〇	
その他のトレーラー及びセミトレーラー		八七一六・八〇	八七一六・八〇	
その他の車両		第八九類		
船舶及び浮き構造物				
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）		第一八部		
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		第九〇類		
光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたものを含む。）及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。		九〇・〇一		
眼鏡のフレーム及びその部分品		九〇・〇三		
フレーム				
プラスチック製のもの		九〇〇三・一一		

		九〇〇三・一九		
その他の材料製のもの				
双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		九〇・〇五		
双眼鏡		九〇〇五・一〇		
その他の機器		九〇〇五・八〇		
写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）		九〇・〇六		
製版に使用する種類の写真機		九〇〇六・一〇		
水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ		九〇〇六・三〇		
インスタントプリントカメラ		九〇〇六・四〇		
その他の写真機				
一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		九〇〇六・五一		
その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		九〇〇六・五二		
その他のもの		九〇〇六・五三		
写真用のせん光器具及びせん光電球				
せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）		九〇〇六・五九		
その他のもの		九〇〇六・六一		
		九〇〇六・六九		